東京電力ホールディングス（株） 福島第二原子力発電所

核物質防護に関する不適合情報

2026年11月24日（火）までにパフォーマンス向上会議で確認した核物質防護に関する不適合事象は、下記のとおりです。
※核物質防護措置に関わる情報のため、事象の概要のみ、お知らせさせていただきます。

◆ 「不適合」とは、法律等で報告が義務づけられているトラブルや、設備の点検で見つかる機器の故障など、
発電所の設備や業務の安全性及び信頼性の確保に必要な要求事項を満たしていない状態をいいます。

核物質防護に関わる不適合の公表方針・公表基準については以下のURLをクリックしてご覧ください。

https://www.tepco.co.jp/decommission/data/deviation/pp/pdf/policy.pdf

1．公表区分Ⅰ　　0件

2．公表区分Ⅱ　　0件

3．公表区分Ⅲ　　0件

4．公表区分その他　　1件

NO.	不適合内容	発見日	備　考
1	侵入検知器に関する予定外の作業が行われたことを確認した。 調査の結果、作業連絡の誤認識により、計画した作業日より前に作業を実施したものであった。 対策として、関係企業に対して指示書に無い作業を行わないこと等の再教育を実施した。 なお、速やかに当該箇所の性能試験等を実施し、作業実施以降の侵入検知機能が維持されていることを確認した。	2026/7/14	